

港長公示第 4-15 号

港則法第 39 条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第2項の規定により公示する。

令和 4 年5月26日

京 浜 港 長

京浜港横浜区第 1 区臨港パーク東方海域における航泊の禁止について

京浜港横浜区第 1 区臨港パーク東方海域において、花火の打上げが行われるため、下記により船舶の航行及び停泊を禁止する。

記

1 期間

令和 4 年 6 月 2 日 1730 から花火の打ち上げが終了し、安全が確認されるまでの間(1955 予定)

2 区域(別図参照)

次の各点を順次結んだ線及び岸線により囲まれた海域。(世界測地系)

イ	北緯 35 度 27 分 49.7 秒	東経 139 度 38 分 18.4 秒
ロ	北緯 35 度 27 分 48.9 秒	東経 139 度 38 分 39.0 秒
ハ	北緯 35 度 27 分 34.3 秒	東経 139 度 38 分 38.7 秒
ニ	北緯 35 度 27 分 31.3 秒	東経 139 度 38 分 18.4 秒

3 標識

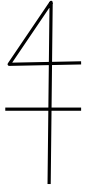
上記2の区域各地点、イとロ、ロとハ及びハとニの各間にも赤旗及び青色閃光灯付オレンジ色浮標が設置される。

4 禁止事項

船舶は、上記1の期間、2の区域において航行及び停泊してはならない。
ただし、港長が許可した船舶及び海上保安庁巡視船艇を除く。

5 備考

行事区域周辺では、「警戒船」の看板及び赤旗の設置並びに青色閃光灯を点灯(夜間)した警戒船が臨港パーク前面海域に 7 隻、北・東各水提周辺に 4 隻、ベイブリッジ橋脚周辺に2隻、計13 隻が配備される。

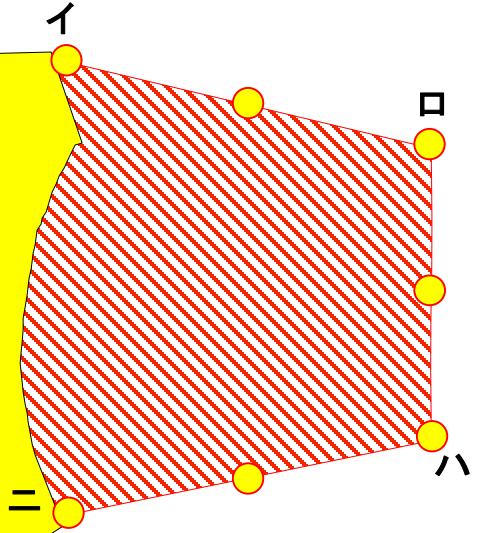


瑞穂ふ頭

みなとみらい地区

臨港パーク

新港ふ頭



航泊禁止区域



赤旗及び青色閃光灯付オレンジ色浮標